

## 東洋文庫内における撮影についての取扱規約

公益財団法人東洋文庫（以下「当文庫」という）における建物等撮影については、以下により取り扱う。

（個人で楽しむ範囲の来館者サービスについては、「撮影利用の流れ」の項目「7」をご覧ください。）

### （目的）

- 1 この規約は、当文庫における建物等の撮影が適正かつ円滑に行われることを目的とし、必要な事項を定めるものである。

### （撮影の許可）

- 2 何人も、当文庫の事前の書面による許可を得なければ、当文庫敷地内において当文庫建物を撮影したり当文庫建物内において館内施設、展示品、蔵書、貯蔵品、商品、人物、持ち込み品を撮影（映画、ドラマ、その他映像撮影、商品広告等のスチール撮影を含む。以下同じ。）をしてはならない。
- 3 撮影の許可は撮影許可申請のあったもののうち、当文庫が適当と認めたものに対して行う。

### （撮影の制限など）

- 4 次の事項に該当する場合、当文庫は撮影を制限し、また許可しないものとする
  - （1）撮影許可を得ないで撮影しようとする者
  - （2）撮影許可を得ないで撮影したことがある者
  - （3）宗教的活動を目的とするとき
  - （4）政治的活動を目的とするとき
  - （5）公序良俗に反する行為を行うとき
  - （6）施設又は設備、財産を損傷又は汚損するおそれのあるとき
  - （7）違法又は不当な行為を目的とするとき
  - （8）その他、撮影を許可することが適当でないと認められるとき

### （撮影の手続き）

- 5 申請者は【撮影許可申請書】に撮影に係る企画書または台本など関係書類を添えて、原則として撮影の4週間前までに提出し、当文庫の許可を得なければならない。

※その他撮影利用については撮影利用の流れ（リンク）をご確認ください

### （撮影の条件）

- 6 撮影の許可に当たっては、次の条件を附するものとする。

- ア. 撮影した内容等は、本申請目的以外には使用しないこと
- イ. 事前打ち合わせで当文庫の指定した時間・場所・撮影方法等の条件に従うこと
- ウ. 撮影に必要な一切の機材等は申請者が用意し、撮影に要する電源も原則用意するとともに事前に当文庫と協議すること
- エ. 撮影に当たっては、定められた場所以外での喫煙・飲食は行わないこと
- オ. 撮影により生じたゴミ等は持ち帰ること
- カ. 撮影に際しては、建物・土地・外構等の形状の改変を伴わないこと。また、撮影場所については、撮影による破損等を防ぐため、事前に当文庫の指示により養生するとともに、撮影後は原状復帰、清掃をすること。
- キ. 撮影に当たり、所有権、著作権等法令上の問題が生じた場合は、すべて申請者が責任を負うこと
- ク. 作品等のクレジットに、例えば「撮影協力：公益財団法人東洋文庫」と明記すること。なお、明記の方法等は当文庫と協議すること
- ケ. 撮影に伴う成果物を東洋文庫に提出すること
- コ. 蔵書資料の個別撮影に関しては、別途複写物の掲載・放映・展示・復刻出版規約（リンク）に従うこと

#### （撮影の中止）

7 当文庫は、無許可で撮影をする者や許可申請者が4に定める制限事項及び6に定める条件に違反していると判明した場合には、撮影許可の取り消しまたは撮影の中止を命じることができる。撮影が中止となった場合でも撮影料金は発生する。

#### （撮影料金）

- 8 撮影料金は以下のとおりとする ※消費税別途
- ・スチール撮影（雑誌・広告等）2万円（1時間以内）
  - ・映像撮影（映画・CM・テレビ放映等における一部分の制作用撮影を含む）4万円（1時間以内）
  - ・長時間にわたる撮影の場合は、別途協議する。

#### （損害賠償）

9 何人も、その責に帰する事由により、当文庫の建物、館内施設、展示品、蔵書、貯蔵品または商品を滅失または毀損した場合は、それにより当文庫に生じた一切の損害を賠償するものとする。当文庫の敷地内または館内において、人物に危害を加えた場合も同様とする。

#### （規約の改定）

10 当文庫は随時この規約を改定することができる。

附則

この規約は、令和6年4月1日より施行する